

## 特定保険業者であった少額短期保険業者の経過措置

### (1) 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険の範囲

弊社は保険業法に基づき、以下の全てに該当する保険のお引き受けを行っています。(弊社は特定保険業者であった少額短期保険業者として、保険業法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第33号)附則に規定された経過措置の適用を受けています。)

①保険期間は2年以内

②被保険者1名についての保険金額合計額(複数の契約にご加入の場合はそれらの合計額。下表において同じ。)は、低発生率保険以外の補償と低発生率保険の補償に区分して、それぞれ下表の金額が上限となります。また、弊社では保険金額合計額の規制を遵守するため、1事故における保険金の合計支払限度額を下表の金額と一致させています。

	被保険者の加入時期	限度額
①	平成25年3月31日以前に保険責任(*1)が開始する保険契約を更新または更改(保険期間満了時に同一保険種類の新規契約に加入し直すことをいいます。新家財総合保険にあっては、家財総合保険からの切替を含みます。以下同じ。)するとき(2回以上更新または更改する場合を含みます。以下同じ。)の被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限(*2)が平成35年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が平成35年3月31日までの者に限ります。	5,000万円。ただし、当該被保険者が平成30年3月31日に加入していた保険金額合計額または2,000万円のいずれか高い金額を限度とします。
②	平成25年4月1日以降に保険責任(*1)が開始する保険契約であって、申込日が平成30年3月31日以前のもを更新もしくは更改するときまたは平成30年3月31日以前に純新規契約(更改でない新規契約をいいます。以下同じ。)の申込みをするときの被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限(*2)が平成35年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が平成35年3月31日までの者に限り、純新規契約にあっては申込日が平成35年3月31日までの者に限ります。	3,000万円。ただし、当該被保険者が平成30年3月31日に加入していた保険金額合計額または2,000万円のいずれか高い金額を限度とします。
③	平成30年4月1日以降に純新規契約の申込みをし、または申込日が平成30年4月1日以降の保険契約を更新もしくは更改するときの被保険者。ただし、純新規契約にあっては申込日が平成35年3月31日までの者に限り、更新にあっては更新拒否の申し出期限(*2)が平成35年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が平成35年3月31日までの者に限ります。	2,000万円
④	平成35年4月1日以降に純新規契約の申込みをし、または平成35年4月1日以降に更新もしくは更改するときの被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限(*2)が平成35年3月31日までの者を除き、更改にあっては新規契約の申込日が平成35年3月31日までの者を除きます。	1,000万円

(\*1) 保険契約上の責任をいいます。(\*2) 満了日の1か月前が更新申し出拒否期限となります。

③1 保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。(ただし、1保険契約者についての低発生率保険以外の保険金額合計額が10億円以下かつ低発生率保険の保険金額合計額が10億円以下である場合は、この限りではありません。)

### (2) 経過措置の期限

弊社が特定保険業者であった少額短期保険業者として適用を受けている保険業法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第33号)附則に規定された経過措置は、平成35年3月31日までの時限措置です。したがって、同年4月1日以降にお申込みの新規契約または同日以降が更新申し出拒否の期限(満了日の1か月前)となる更新契約の被保険者につきましては、(1)の表④に記載の1,000万円が限度額となります。1,000万円を超える保険金額合計額でご加入いただいている被保険者につきましては、平成35年4月1日以降の更新申し出拒否期限までに更新拒否のお申し出をいただかなかったとしても、同額で更新することはできません。また、複数の保険契約にご加入されている被保険者につきましては、更新を迎える契約が1,000万円以下の保険金額であっても他の保険契約の保険金額との合計で1,000万円を超える場合は、当該契約を更新いただくことができません。あらかじめご了承ください。

### (3) 経過措置および弊社の保険金額合計額

上記(1)および(2)を図示すると、次のとおりです。

(1) ①の 被保険者	同額で更新可能		最大 5,000 万円	平成35年4月1日 以降の更新時に、 1,000万円まで減額
	(1) ②の 被保険者	同額で更新可能	最大 3,000 万円	
		(1) ③の 被保険者	最大 2,000 万円	
		(1) ④の 被保険者	最大 1,000 万円	
	平成25年 3月31日 (保険責任開始)	平成30年 3月31日 (申込日)	平成35年 3月31日 (申込日)	